

11. 源之助の「逃亡」事件とよばれた出来事

佐渡において極めて重大な出来事が起こった。その顛末は1894（明治27）年、清三郎と仲治郎兩人宛の1月25日付吉津太六書簡【9】に書かれている。吉津太六という人物は兵庫県出身の水産伝習所第1回生（明治23年2月卒業）である。1889（明治22）年8月の夏期実習が白浜であり、乾鮑製造の現地指導者の一人が清三郎であった可能性が高く、根本の海産物問屋金澤屋を知ったと推察する。翌年2月に卒業すると、水産物取引に関わることになり、源之助との出会いがあったと思われる。その頃に源之助による佐渡での販路拡大があったが、佐渡で水産業の進展を考えていた森知幾と吉津は水産伝習所の第1回同級生であり、その年2月に仲治郎が伝習所予科に入ったこともあり、交流や親睦を深めることになったと推察できる。

長文の書簡には、源之助が「逃亡」事件と呼ばれる出来事を引き起こしたことが書かれている。「逃亡」という言葉は金澤屋の人びとを震撼させた。源之助が「…へチマ買入ノ為メ持参セシ金及、炭千二百俵・五百有余俵等買上代金、合セテ式百五十円以上の金員所持シタル俣行先不分…」と、吉津太六は買上げ代金を持ち逃げした顛末を大変な怒りと憤りをもって清三郎や仲治郎に訴え緊急に対応を求めている。当時、源之助は新潟大川前の佐渡屋を拠点に、佐渡はもちろん粟生島などで鮫や鰯の漁業、生鮑や貝殻、乾鮑などの取引に関わっていたと思われる。しかし、日本海での漁業操業は天候に左右され、その損失が大きいという書簡【39】があるので、源之助はその損失を補うために海産物ではない商品の取引もおこない、吉津は書簡【9】の中で新潟のへチマや佐渡の木炭を扱っていたことをあげ、その取引に関わる資金だけでなく「…愈々以テ逃亡致シ候ニ相違無之事ト考へ候…金員の外水産会約定書并ニ粟島鮑買約定書等、所持致居候」と述べている。さらに吉津が「…小生も全ク資本ヲ失する時ハ、如何ナル嚴責を受ケルカ、実ニ人トシテ難堪次第ニテ、日夜痛苦罷在候…人ハ何日何処ニテ遭遇スルカ分ラヌモノナリ、小生も一寸の魂者未ダ失ハズ、何日迄も決して此事ハ忘レ難ク、残念ナル事心肝ニ徹底…」と決して忘れない出来事になるといっている。

この出来事がその後、どのように進んでいったかは、この出来事に対する書簡が続いているかが確認できず不明である。ただ、断片的に辿ることはできるので紹介したい。

たよから清三郎宛ての5月28日付書簡【7-1】には、たよが源之助の不始末をどう処理するかという心情を清三郎に訴えたものではないかと推察される。まず「…今日源之助より手紙参り候処、商業致し度由に御座候ハズ、東京にて諸君と御相談成し被下度候…」と、源之助の気持ちを在京の金澤屋関係者に伝えるとともに、たよは「…推考致し候処ハ、源之助之心に任せ商業致させ候ハズ然るべくと存候…」と源之助が願っていることを受け止め、皆に語りたいと述べている。たよ自身は源之助の思いを信用し商売させようと思っているが、清三郎にはどうだろうかと問いかけている。

そして、佐渡屋三サ（新潟大川前4-1）に寄留している源之助は、清三郎宛てに10月23日付書簡【196】を出し、吉津から訴えられた件について弁明している。「…秋田県乾鮑事業、不如意ヨリ御困難之儀御申越シニ相成、兼テ皆々様御暮向ニモ御困り被成候事…小生等春中ヨリ営業涉々敷参り不申、既ニ漁業ニテハ式百円余之損失…」と、乾鮑製造は資金が乏しく何もできなく困難になり、乾鮑では生計も立たず営業もうまくいかない。漁業も200円の損失になっている。そこで「…吉津氏ト其失敗之取返シニ尽力致シ居」と失敗した損失を取り返すように努力しているが無理である。源之助自身は清三郎やたよに「…小生等十分深キ目的モ有之…安心致サセ候様之事モ有之…」と、自分には目的があるので勉強しており、取引の損益のことも自分がやっている。

吉津は商業に暗いので話し合っていると述べ、書簡の最後に源之助は「…御安心□□(欠損)無之事□(欠損)不孝之罪幾重ニモ御免被下度、決シテ逃亡杯致シ被下…」と、決して逃亡などをしていないと強弁している。吉津の訴えた1月25日の書簡から9カ月ほど経過しているのが不思議である。この間どんなことがあったのだろうか。

吉津の書簡には「…平野君持参ノ資本五十円も、小谷君より御差送被下候様、小生等約定致居候得共、右様之始末ニテハ多分差送無之ト相考へ…」とあり、仲治郎はすぐに対応するために取敢えずの資金を準備したのか。後に妻平野美わは仲治郎の佐渡行を心配して、わざわざ義母たよに6月4日付書簡【28】を出している。「…先達仲次郎様事佐渡へ参り候ニ付テハ、決シテ当人の我儘等方出テタル訳ニ無之、御父上様も殊之外御心配被遊候へ共、前之通り私も万々承知之上故、定候義ニ有之候間、何卒御心配無之様幾重ニ茂願上候…」とあり、このなかで「前之通り私も万々承知」とは何を意味するのか。考えられることは、多額の負債をかかえていくことへの妻美わの覚悟が示されていると推察する。

「逃亡」の件と関わっているかどうかは不明だが、資金調達について源之助はいろいろな手を打ちながら各方面で動いていたと思われる。源之助より清三郎宛の17日付書簡【186】は、佐渡での買付にあたっての資金依頼で、「…因(固)ヨリ尊父之村方残金ハ承知仕候間、急き帰り御渡ス心得ニテハ存居候得共、前申上候通り、種々ノ都合ヨリ成立候場合ナレハ…村方残金ノ儀、帰宅ノ上小生取計へ御相談致スべく候、就而、後金円御送り被下候哉、且又御勘弁被下ズ、御送り無キ哉否哉、今一樣御返事願上候…」と言っている。資金調達を急ぐ源之助は根本の「村方残金」があるので、清三郎に村から借用することを迫っている。

「村方生鮑代金支払い」のことでは、1891(明治24)年に小谷清三郎から加藤五郎宛ての7月21日付「金円借用証」【D27】があり、「金円借用証 一金三拾五円也 右之金円、今般村方生鮑代金払方ニ差支、貴殿方ヨリ借用候処、実正也、返済之義ハ、来ル二十五日限り返済可仕、其節相滞候ハ、生鮑壹円ニ付、二貫六百匁かへノ相場ヲ以テ、早物ニテ相渡可申候、依之加判連印、仍而如件、明治廿四年七月二十一日 借用人 長尾村根本 小谷清三郎 同所証人森 周□」とあるので、源之助は以前に清三郎が「村方残金」の借用を受けていたことを知っていたので、今回も清三郎に強く依頼したのかもしれない。

源之助の「逃亡」事件という出来事は、長女らしくに大きなショックを与え、らくから清三郎へ宛てた明治27年11月23日付書簡【10】には、家族のなかの揺れ動きを知ることができる。18歳のらくは女学校卒業後、金澤屋の手伝いをしながら、裁縫や仕立物の仕事をしていたと思われ、「…父上様ニハ他郷ニ御出て遊され、種々御苦勞の強ひぬ御身ニましましなから、老人ならひニ妾小兒等の事迄も御案じ被下候事、いとありかたくも又勿体なく御座候、今さら申上る迄も無之候へ共、世ニ私共親子ほとあじきなき者ハ御座なく候、妾過日父上様御出京のせつ山まで御供申上、帰るさ道すがら父上さまの御心中推しはかりつゝ、愁然として歩みながら、『すきし世ニ如何なる つみをつくりきて 常ニなけきの強ひぬ 我らぞ』と拙き一首を詠し、涙ながらニ帰宅いたし候…」と、商売や家族のことで気苦労が多い父親を思いやっている。

そして、源之助から清三郎宛ての10月23日付書簡の「兄上様より一通之書面」に書かれていた「…御書状の返事、終ニ逃亡之二字、妾ハ見るよりむねふさかり、心も空ニなり候…」と「逃亡之二字」に驚愕し、大きな動揺となった。母たよには「…母上様之御心配を恐れ、さあらぬ体ニなし独りつぐつぐ思ひまわせ…」、父清三郎には「…父上様ニハ妾ニ向へ該字を御尋ね遊され候…はてハと思わず涙にくれ申候…」といい、そのような中でらくは「…何事も時機をまち、御短

慮ましまさぬ様、幾重ニも願上候、『こゝろさへまことの道を まもりなば 花さくはるニいつか逢らむ』と、あきらむるより外ハ御座な■（く）候…」と両親を思いやりながら、前向きな心境を短歌に詠む冷静な対応していた。

清三郎とたよの往復書簡で、この源之助の問題が核心的に扱われたものは今のところないが、清三郎の借金問題でたよが清三郎に切羽詰まった言葉をしたためた書簡がある。その12月6日付書簡【61】には「…かり金千万円御座候とも、いのちさへ御座候らへバ又々わらう事も御座候ニ付、けつしてあまり御心ばへあそバされまじくよふ申上候、御まへ様万一の事でも御座候ハ、八人の子供もまよい候ゆへ、かならずかならず御心ばへこれなくよふ、御心じうぶ御もち下され度よふ願上候…御まへ様の御手紙ニハ、いきている心もちなきとの事を御はなしなされ候てハ…誠に誠にしんぱへニ相成り候付、けつしてよわき御心を御もち下されまじくよふ申上候、どのよふなかり金御座候とも、けつして御心ばへあそバされまじくよふ申上候…」と、たよは「かり金千万円御座候とも、いのちさへ御座候らへバ」とか、「どのよふなかり金御座候とも、けつして御心ばへあそバされまじくよふ」といって借金を苦しむ清三郎が自死するのではないかと恐れている。

実は年月未詳のうえ差出と受取の人名が欠けている断片書簡【51】がある。字体や内容から清三郎がたよ宛に出した書簡と思われるが、その書簡の内容から前述の12月6日付書簡に繋がっているのではないと思われる。そこには「…事ゆへついニわすれて御座候、別ニ証文の外ニハ、私方ハ約定証文も手紙もだした覚へハ御座なく候間、たぶんしゆつそきげんハうしなつた事…此事ハおまへ壱人ニて承知して、外の人へハ御話し無之様ニ可被下候、夫ニ手紙なりなんなり、しようこニなるよやうな事もなさらぬようニ可被下候…なるべく本人ハるすだといつて、五三郎なりだれなり其人の心からでた事ニして可被下候、いろいろとしんぱい相かけ、まことに申わけ無之…せけんへもつらくあり、どうしてよろしきや、実ニかんがへますと、私ほど不幸ナル不仕合ナル者ハ有りません、源之助らニハ見はなされ、実ニかんがへますと、いきてをるのがばかばかしく、実ニかんがへきれません…」とやり切れない思いが綴られている。ただ、「…源之助らニハ見はなされ…」という文言は、どんな出来事を指して書かれたのであろうか。